

糸魚川市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話の普及及びろう者への理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定め、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、ろう者とろう者以外の者が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及及びろう者への理解の促進は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む上で、日本手話を主なコミュニケーション手段として用いている耳の聞こえない者をいう。
- (2) 手話 日本手話及び手指日本語をいう。
- (3) 日本手話 日本語と異なる文法体系を有し、手指の形及び動き並びに文法的な意味がある非手指の動きにより表現するものをいう。
- (4) 手指日本語 日本語を手指及び身体の動きを使い、口形とともに視覚的に表現するものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境とするための整備がなされるように、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話やろう者に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するとともに、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話の使用等により、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話の普及及びろう者に対する理解を図るための施策
- (2) 手話による情報取得及び手話が使いやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話通訳者等の養成、派遣その他の手話による意思疎通支援者のための施策
- (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するとともに、施策の推進方法を策定するときには、障害者計画との整合性を図るとともに、ろう者及び関係者の意見を反映させるものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第8条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通の支援の推進)

第10条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通の支援を活用し、ろう者の特性に応じた円滑な意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。